

マルクス信用論における「金融の空洞化」(下)

小松善雄

1. はじめに
 - いわゆる「金融革命」と現代資本主義の新局面
2. マルクスの「信用制度空洞化」論
 - (1) 「信用制度空洞化」の基本規定
 - (2) 「信用制度空洞化」の具体的内容
 - (a) ルイ・フィリップ王政下の信用制度の空洞化 (第42巻第2号)
 - (b) ルイ・ボナパルト帝政下の信用制度の空洞化 (同, 第3号)
3. マルクス信用論における信用制度空洞化論の意義
4. むすび
 - 現代資本主義のもとでの信用制度空洞化の特殊性 (本号)

3. マルクス信用論における信用制度空洞化論の意義

マルクスは『資本論』第三部第五篇「利子と企業者利得とへの利潤の分裂。利子生み資本」において全体として利子生み資本を主題として取り扱うなかで、利子生み資本が「事実上資本主義的生産様式の信用制度の基礎」をなしているがゆえに、同時に信用・信用制度の問題を取り扱っている。すなわち、まずその第21—24章において利子生み資本範疇について一般的な分析をおこない(いわゆる利子生み資本論)、ついで第25章—35章において信用制度の形成、「信用制度による利子生み資本への影響、ならびに利子生み資本がとる形態」(大谷禎之介『『資本主義的生産における信用の役割』(『資本論』第3部第27章)の草稿について』、法政大学『経済志林』第52巻第3・4号、44ページ)を解明し(いわゆる信用・信用制度論)、最後に第36章において高利資本の近代的利子生み資本への転化の歴史的考察をおこなっている。

そのうち、信用・信用制度論を取り扱っている部分(第25章—35章)は、商業信用と銀行信用の考察に中心がおかれ、国債、利子付き証券等の擬制資本については、主題展開において必要な限りでふれられるにとどまっているが、それでも信用制度に関して展叙されている内容には、信用制度の空洞性(化)という用語はみられないとはいえ、「信用制度の空洞化」、「信用の逆ピラミッド化」という事態の理論的把握と位置づけを与えうるに足る論述を含んでいる。

それでは、第五篇＝利子生み資本と信用・信用制度論は、「信用制度の空洞化」という事態に関し、どのような理論的把握と位置づけを可能としているであろうか。

まず、これまで、マルクスの「信用制度の空洞化」の基本規定、ルイ・フィリップ王政下のオート・バンク、ルイ・ナポレオン帝政下のクレディ・モビリエをそれぞれ中心主体とする信用制度の空洞化の具体的内容を検討してきた結果明らかになった事柄をまとめると、「信用制

度の空洞化」という事柄の概念的内容は、次のようにとらえることができる。

すなわち、信用制度の空洞化とは、公信用＝国債の累積という基盤のうえに、銀行業を中軸とする金融業における独占＝半国家的独占、私的独占によって、思惑一詐欺・瞞着と結びついて信用制度が投機の主要な梃子とされること、換言すれば、国債、株式、社債など、証券市場での擬制資本の価格が、平均利子率を基準とする資本還元にもとづく利子生み証券の利潤獲得の域をこえて、投機利潤の取得が主要目的となっていること、その推進力となっている個別の金融諸施設をとってみても、資本金に対し、過大な事業拡大＝信用の架空性の促進がなされ、しかも本来の事業目的より擬制資本＝証券の発行、売買収益の獲得が優先されるという構造になっている、信用制度全体が、絶対的には生産力を発展させても、相対的に不生産的性格をいちじるしくつよめ、金融業者など、不生産的諸階級の致富が、他の支配階級、とくに被支配階級の富とくらべ、隔絶するにいたるという内容を含んだものといえるであろう。

したがって第五篇において「信用制度の空洞化」の理論的把握と位置づけを与えうる示唆を解明するためには、第一には、「信用制度の空洞化」の主体である金融貴族、とりわけクレディ・モビリエがいかにとらえられているか、第二には、信用の架空性、架空資本、とくに狭義の架空資本＝擬制資本の運動の論理展開のうちに、「信用制度の空洞化」の内容がいかによられているかという論点が明らかにされなければならないであろう。

1) マルクスは信用・信用制度論＝第25章「信用と架空資本」(マルクスの草稿の標題では「信用。架空資本」の本文の冒頭で、その考察対象について「信用制度とそれが自分のためにつくり出す《信用貨幣などのような》諸用具との分析は、われわれの計画の範囲外にある。ここではただ、資本主義的生産様式一般の特徴づけのために必要なわずかの点をはっきりさせるだけでよい。そのさいわれわれはただ商業信用だけを取り扱う。この信用の発展と公信用の発展との関連は考察しない」(大谷禎之介『「信用と架空資本」(『資本論』第3部第25章)の草稿について(中)』(『経済志林』、第51巻第3号4～5ページ)と規定し、同本文の末尾においても「特殊な信用諸用具ならびに銀行の特殊な諸形態は、われわれの目的のためにはこれ以上考察する必要はない」(同上、30ページ)と限定をおこなっている。

また、『1861—63年草稿』の「5 剰余価値に関する諸学説」(第18冊ノート)の「O リチャード・ジョーウンズ」の項において『資本論』第三部の基本的骨格を提示した「第三編 資本と利潤」のプランを記したのち「資本家の現実の利潤は、大きな部分が収奪に基づく利潤であって、資本家の『個人的労働』はこの分野で特に広い活動の余地をもつのであるが、この分野で行なわれるのは、剰余価値の創造ではなくて、資本家階級全体の総利潤を商業の分野でその個々の成員のあいだに分配することである。これはここではわれわれに関係がない。ある種の利潤、たとえば投機に基づく利潤は、ただこの分野のなかだけで運動する。だから、その考察はここではまったく除外される」(時永淑他訳『資本論草稿集』⑧、大月書店、550ページ)と述べている。

現行『資本論』第五篇は、前記プランの「八、産業利潤と利子とへの利潤の分裂。商業資本。貨幣資本」より考察範囲は拡大しているが、それでも以上の考察対象の規定からして、信用制度の空洞性(化)の、そのものとしての分析と考察は対象外となっていることが知られる。

とはいえ、以下においてみるように、「資本主義的生産様式一般の特徴づけのために必要」とされる場合、「公信用」、「銀行の特殊な諸形態」、「投機」にも関説されており、信用制度の空洞性(化)にかかわる内容的論述が見出される。

さて、信用・信用制度論の序論章「信用。架空資本」において、マルクスは、銀行が自由に貸付可能な貨幣資本の形成源泉（預金論）について述べるとともに、「銀行業者の与える信用」、貸付の方法・形態（貸付論）に論及している。

「貸付は、（ここでは本来の商業信用 [Handelscredit] だけを問題にする）手形の割引——手形をその満期前に貨幣に転換すること——によって、また、さまざまな形態での前貸、すなわち、スコットランドの諸銀行でのような対人信用での直接前貸、各種の利子生み証券、国債証券、株式を担保とする前貸、ことにまた積荷証券、倉荷証券、および商品所有証書であるその他の証券を担保とする前貸によって、預金を越える当座貸越、等々によって行なわれる」（大谷『信用と架空資本』（『資本論』第3部第25章）の草稿について（中）、『経済志林』、第51巻第3号、18ページ）。

そして銀行が銀行信用のこれらの形態を通じて内容上、——諸々の引用を含めて——預金として集中された貸付可能な貨幣資本を支払準備金としつつ、支払約束＝自己の債務を貸付けることによって、はじめから自己価値、支払準備のない架空な債務＝架空資本を創造することが記されている。

ついで、マルクスは「信用制度の空洞化」にかかわる論題として、上記25章「信用と架空資本」につづいて、信用・信用制度論の「総論ないし序論の一部分をなすものと見ることができ」（大谷、前掲『資本主義的生産における信用の役割』、27ページ）とされる、第27章「資本主義的生産における信用の役割」において「新しい金融貴族の再生産」、およびクレディ・モビリエという主体について関説している²⁾。そこで、まず、この点から検討してみよう。

第27章において、マルクスは信用の役割をⅠ．利潤率の平均化運動の媒介、Ⅱ．流通費の節約、Ⅲ．株式会社の形成、Ⅵ．他人資本＝社会的所有の支配という四つの側面からとらえているが、それ以前の信用制度の考察の中間集約という域を越えて、新たな論点展開をおこなっている「Ⅲ．株式会社の形成」の3において、株式会社論との関係で、クレディ・モビリエに關し、投機—詐欺・瞞着の制度化とかかわらせてその先駆性に理論的な説明を与えている²⁾。すなわち、株式企業は、社会資本（直接に結合した諸資本）の形態をとり、そこで資本所有と現実の再生産過程での機能との分離、いわゆる「所有と機能の分離」がなされるが、この「資本主義的生産の最高の発展の結果」は、生産手段の所有における結合生産者の所有＝直接的社会

2) 三宅義夫氏は『マルクス・エンゲルス／イギリス恐慌史論』の「Ⅱ 1857年恐慌についての記述」の注(76)において、マルクスの「クレディ・モビリエ」論説（『トリビューン』、1856年6月21日付、24日付、7月11日付）中の「株式会社」論にふれて「のちの『資本論』において『株式会社』——および——信用——についてのべているところ（第三巻、S. 452—7）と照し合わせて見られるべきもの」（大月書店、上巻、205ページ）といわれている。

とすれば、同時に、クレディ・モビリエにおける「信用制度の空洞性」についても、また照し合わせて見られるべきであると思われる。

的所有への再転化と再生産過程のいっさいの機能の結合生産者の機能への転化にとっての「必然的な通過点」となるものである。それゆえ、株式会社における経営機能と資本所有との分離、労働と生産手段および剰余労働の所有との分離は「資本主義的生産様式内部での資本主義的生産様式の止揚」であり、自己止揚的な矛盾を構成する。そしてその矛盾が現象において「所有と機能の分離→独占の出現→国家干渉の誘発→新しい金融貴族、新しい種類の寄生虫の再生産→思惑と詐欺との全制度の再生産」を展開させることがのべられている。

本文テキストを引用すると、以下の通りである。

「株式会社では機能と資本所有とが、したがってまた労働と《生産手段および剰余労働の》所有とが、まったく分離されている。資本主義的生産が最高に発展してもたらしたこの結果こそは、資本が生産者たちの所有に、といっても、もはや《個々別々の生産者たちの》私有としての所有ではなく、結合された生産者としての彼らによる所有としての所有に、《直接的な》社会所有としての所有に、《再》転化するための必然的な通過点である。それは他面では、資本所有と結びついた再生産過程上のいっさいの機能の、単なる結合生産者たちの機能への転化、社会的機能への転化である。—— [……] これは、資本主義的生産様式の内部での資本主義的生産様式の止揚であり、したがってまた自分自身を止揚するような矛盾であって、この矛盾は、一見して明らかに、生産様式の新たな形態への単なる通過点として現れるのである。それはさらに、現実においても、このような矛盾として現れる。それはある種の諸部面では独占を成立させ、したがってまた国家の干渉を誘い出す。それは、新しい金融貴族³⁾を再生産し、企業企

3) 「金融貴族」という用語は、『経済学批判』においても「第二章B 貨幣の度量単位にかんする諸理論」における、ロック・ラウンズ論争にふれて、「あらゆる形態の新しいブルジョアを代表した」ジョン・ロックを「労働者階級と貧民にたいしては工業家を、旧式な高利貸にたいしては商業家を、債務者たる国家にたいしては金融貴族を代表」している（杉本俊朗訳、国民文庫、95ページ）と規定したさいにももちいられている。そして『資本論』第三部草稿執筆後においても、とくにアメリカの南北戦争期と戦後再建期のジェイ・クック商会、J・P・モルガン商会、クーン・ローブ商会などの投資銀行を念頭においてのことと思われるが、「金融貴族」という特徴づけを与えている。

たとえば、『資本論』第一部第七篇第25章「近代の植民理論」において、アメリカの南北戦争の結果として金融貴族が創造されたことを述べている。

「アメリカの南北戦争は、その結果として、莫大な国債、それとともに租税負担、もっとも下劣な金融貴族の創造、鉄道や鉱山などの開発のための投機会社への公有地の巨大部分の贈与——要するにもっとも急激な資本の集中をともなった」（社会科学研究所監修、新日本出版社、4、1323ページ）。

また、マルクスが起草した第一インターナショナル総評議会の1869年5月の「アメリカ合衆国全国労働同盟への呼びかけ」においても、アメリカの内戦＝南北戦争での奴隷制への勝利がアメリカに独立した労働者運動を誕生させたが、同時に労働者階級の地位は悪化したこと、「ヨーロッパと同様、合衆国においても、国債の悪夢のような重荷は手から手へと転嫁されて、結局は労働者階級の肩」におちつくことになり、「労働者階級の苦難は、金融貴族、成上り貴族 [shoddy aristocrats]、そして戦争の甘い汁を吸った同様の害虫ともの新奇な贅沢とあざやかな対象をなしている」（第16巻、350ページ）とのべている。

画屋や重役(単なる名目だけのマネジャー)やの姿を取った新しい寄生虫一味を再生産し、株式会社や株式発行等々についての思惑と詐欺との全制度を再生産する。私的所有によるコントロールのない私的生産」(大谷, 前掲『資本主義的生産における信用の役割』, 34~35ページ)。

では、資本所有と機能との分離、生産手段、剰余労働の所有と労働との分離という自己止揚的矛盾が「ある種の諸局面では独占を成立させ、したがってまた国家の干渉を誘発し」「新しい金融貴族を再生産し[……], 思惑と詐欺の全制度を再生産する」という場合、いかなる事態が考えられていたとみられるであろうか。

まず、マルクスが問題にしている株式会社というのは「私的諸資本には不可能な諸企業」であり「従来は政府企業[だった]ような諸企業が株式企業[社会的企業]になる」(同上, 33ページ)という、きわめて大規模に生産手段と労働力の集積がなされている企業であること、しかも「不変資本が可変資本にたいしておそろしく大きな役割をなしているこれらの企業が、必ずしも一般的利潤率の均等化に参加しない」(同上, 35ページ)という場合が前提になっていることに留意しなければならない。

こういう形での株式会社は、当時では鉄道業に代表される交通・運輸業と銀行業に典型がみられるが、とくに一般的利潤率の均等化に参加しない場合というのは、資本の有機構成がきわめて高くとも、例外的な場合を除けば、会社設立の自由が準則主義によって確立されているならありえないことからすれば、イギリス以外、なお、フランス、ドイツなど大陸で支配的であった特許主義、または免許主義のもとにあった株式会社が考えられていたとみられる⁴⁾。

4) マルクスは、『経済学批判要綱』の「序説」において経済学的諸範疇の理論的編制を考察したさい、同じ諸範疇が種々の社会段階で違った地位を占めることの例として「ブルジョア社会の最近の諸形態の一つ」である「株式会社」([jointstock-companies])が「ブルジョア社会の初期においても、特権を認められ、独占権を付与された大商事会社のかたちで現われている」(高木幸二郎他訳『資本論草稿集』①, 大月書店, 61ページ)とのべ、ブルジョア社会の初期のそれと並んで、当時の株式会社を「特権を認められた独占権をあたえられた大商事会社」という特質をもった姿においてとらえている。

マルクスが第三巻草稿を執筆していた1861~63年当時、イギリスでは、1844年の登記法により特許主義から準則主義に移行し1855年有限責任会社法により有限責任原則も認められ、翌56年には株式会社法が成立、62年会社法によって法的整備の完成がなされるが、いまだ株式会社の「実体は、個人企業か同族企業、もしくは小さいパートナーシップとほとんど変わるところがない」(荒井政治『イギリス近代企業成立史』, 東洋経済新報社, 117ページ)小資本の会社が圧倒的である。

フランスでは、すでにふれたように1807年の商法典によって、政府(参事院)の許可を必要とするが、株式有限責任の原則がみとめられている株式会社(ソシエテ・アノニム)と、政府の許可を要しないが人的無限責任を負う株式会社が二つの主要な形態となして存在していたが、株式会社(ソシエテ・アノニム)の免許主義から準則主義への移行は、1863年の有限責任会社法により、資本金が2000万フランを超えない場合には政府による設立許可の免除が認められたが、一般には、1867年の会社法によってようやく実現することになる。

また、ドイツでは、1843年のプロイセン株式会社法、1861年の普通ドイツ商法とも、フランスの商

したがってマルクスの株式会社論の主要な現実的素材を提供したのは、フランスのソシエテ・アノニムの組織形態をとったものであり、そのうちでもクレディ・モビリエが関心の中心にあったとみることができる。それゆえ、株式会社における「ある種の諸部面での独占」の成立という場合、近代的独占＝独占資本主義段階における独占が予想されていたというより、国家の設立許可により事業独占を付与されたものであったと考えられる。そして国家は特許権付与の対価として株式会社への管理・監督権を保持・留保していたのであったから、その成り行き、とくに経営困難のさい「国家の干渉」が呼び起こされることにもなる⁵⁾。

法典を範にとり株式会社、株式合資会社とも免許主義がとられ、1870年の第一株式改正法によってはじめてそれが撤廃されるにいたる。以上のクロニクルについては、大隈健一郎『株式会社変遷論』(有斐閣)による。

マルクスの株式会社論は、こうした歴史的状況のうえに形成されたものであるが、にもかかわらず、それが何よりも労働の社会化論、つまり「生産の集積」論を理論的基底にすえ、そこから、その発展法則をひきだすものであったことによって、その後の展開に対し、理論的予見性と普遍的意義をもつものとなっていると考えられる。

- 5) 「それ(＝株式会社とそこでの所有と機能の分離の矛盾—引用者)は、ある種の諸部面では独占を出現させ、したがってまた国家の干渉を誘い出す」という命題は、しばしば、マルクスが、独占資本主義、さらに国家独占資本主義への資本主義の歴史的発展を予見したものとみなされており、そして、巨視的な把握としてはそういってよいと考えられるのであるが、直接的な事態としては、クレディ・モビリエなど、政府に許可され、大規模に事業独占をおこなっている株式会社に関していわれているものとみられる。

したがって、ここでいわれている「国家の干渉」ということは、主としてマルクスが「クレディ・モビリエ」論説の第三論説(1856年7月11日付)においてクレディ・モビリエの破産＝崩壊を予言し、そうしたさいの国家の干渉についてふれている事態などが念頭におかれていたとみられる。「(クレディ・モビリエの一引用者)崩壊が到来し、莫大な数のフランス人の利害がそこに巻きこまれたとき、ボナパルト政府が、1797年にイギリス政府がイングランド銀行に干渉したように、クレディ・モビリエに干渉するのは当然と見なされるであろう。ルー・フィリップのりっぱな祖先であるかのフランスの摂政[オルレアン公フィリップ]は、国債券をローの銀行の債券に転換することによって公債を始末しようとした。皇帝社会主義者であるルー・ボナパルトは、クレディ・モビリエの債券を国債券に転換することによってフランスの産業を掌握しようとするであろう。彼はクレディ・モビリエよりも支払能力があることを証明するであろうか? それの問題である」(第12巻, 36ページ)。

ここで、マルクスは、ある種の諸部面での独占の成立に対し、国家の干渉・介入がおこなわれたとみなしうる事例として、1720年ジョン・ローのミシシッピー計画の失敗に対してルー15世の摂政オルレアン公フィリップが、国債券をローの銀行の債券に転換することによって債券を始末しようとした事例、および、1797年、イギリスのピット政府が、イングランド銀行を破産から救うため、銀行券の強制通用を定め、同行に銀行券の金兌換を停止する許可を与えた特別法を公布した事例をあげ、やがては、ルー・ボナパルトも、クレディ・モビリエの崩壊の危機に直面し、クレディ・モビリエの債券を国債券に転換する試みをおこなうことになろう、としている。

これらの事例に関し、いまま少しみておくと、まず「ローの銀行」といわれているのは、1716年5月の勅令によって設立を認められた「ロー・アンド・カンパニー」という銀行で、土地を担保とする紙幣発行権をもち、後にフランス・ロイヤル銀行となった銀行のことで、そのロー・アンド・カンパニ

つぎに「新しい金融貴族を再生産し [……] 思惑と詐欺との全制度を再生産する」といわれているのは、本来の金融貴族＝古い金融貴族は、通例、フランスのオート・バンクを指していたこと、また、自らが株式会社形態をとっていた金融会社の代表的なものがクレディ・モビリエであったこと、マルクスが既出の『トリビューン』における「クレディ・モビリエ」論説において同施設を「思惑と詐欺」の制度化されたものとみなしていたことからして、主としてクレディ・モビリエが念頭におかれていたと考えられる。

くわえて「新しい金融貴族」「企業企画屋、名目だけの重役といった新しい種類の寄生虫」「会社設立、株式発行等々についての思惑と詐欺の全制度⁶⁾」といわれている事柄は、とくにクレディ・モビリエに表出される「信用制度の空洞化」、「逆ピラミッド」の構成要素をなすものであるとみなされうることからすれば、ここに、その内容規定が再現されているといえる。

一は、資本金が60万リーヴルと定められ、額面500リーヴルの株券を1万2000株発行することで調達し、そのさい株への払込みは正貨で四分の一、国債証書（ビル・デタ）で残りを支払うことができるという形で発足する。

そしてこの銀行の投資業務としてローがアメリカのミシシッピー流域の開発と貿易の独占権をもった特許会社ミシシッピー会社の設立にさいして、資本金を1億リーヴルに定め、500リーヴルで20万株を発行して調達しようとしたさい、オルレアン公フィリップによって国債証書での払い込みが認められ、株式と引き替えに政府が受けとった国債証書をミシシッピー会社の崩壊に直面して政府が消却した一連の操作を意味していると思われる。

つぎに、1797年のイギリス政府によるイングランド銀行への干渉といわれている事例は、フランス革命に対し、大陸同盟を結成してイギリスが敵対するなかで、イギリス政府の首相ピットがいかなる制限もなしに、イングランド銀行宛の手形を振り出すことを政府に許す許可を得、政府貸上金を増やすなかで為替相場が下落し鑄貨、地金の国外流出が起こったのみならず、フランスのイギリスへの一時上陸によって国内流出（1797年恐慌）も起こり、イングランド銀行の準備金が枯渇したのに対し、ピットが、正貨支払を禁止し、97年5月に「銀行制限条例」(Bank Restriction Act)を制定し、銀行券の金兌換を停止したことを指している。

なお、マルクスのクレディ・モビリエ崩壊の予測は、1856—57年恐慌にさいし現実のものとなり、ルイ・ボナパルト政府によってクレディ・モビリエをクレディ・フォンシエおよびコントアール・デスコントと合併させ、「フランス銀行で手形を割引いてもらったり証券を担保として取ってもらったりするというあとの両機関に認められている特権に、クレディ・モビリエをあずからせる」、つまりは「これらすべての企業にたいする責任をフランス銀行に負わせることによって、嵐を切りぬけようとする」計画（「フランスの恐慌」、『トリビューン』、1858年1月12日付、第12巻、332ページ）がたてられる。

- 6) ちなみにヘーゲルは『法の哲学』第一部「抽象的な権利ないし法」第三章「不法」において不法の種類を、普遍的な正＝法は顧慮されつつも特殊の意志が否定される「A 無邪気な不法（犯意なき不法）」、特殊の意志は顧慮されるが、普遍的な正＝法は顧慮されない「B 詐欺」、普遍的な正＝法も、特殊の意志も強制によって廃棄される「C 犯罪」に区別している。

そこで、「詐欺」に関しては「普遍的なものが特殊の意志によって一つのただ見かけのうえの、仮象的なものにまで——まず第一に契約において意志のただ外面的な共通性にまでおとしめられると、それは詐欺である」（藤野渉・赤沢正敏訳、中央公論社、291ページ）と規定している。

ついで以上をうけてⅥ. 他人資本の支配論において、マルクスは、信用は、他人の資本＝社会的資本・社会的労働に対する支配力を与え、所有資本そのものは「信用という上部建築のための基礎になるだけ」であって、これによって諸資本の集中、収奪が進められるが、それは「少数者による社会的所有の取得」として現われるとし、信用によって促進される投機の役割について「信用は、これらの少数者にますます純粋な山師の性格を与える。所有は、ここでは株式の形で存在するのだから、その運動そのもの、つまりその移転は取引所投機のまったくの結果となるのであって、そこでは小魚は鯨に呑みこまれ、羊は取引所狼に呑みこまれてしまう」（同上、39ページ）とのべ、さらに信用制度を主要な基礎として発展した株式会社と労働者たち自身の協同組合工場とも、資本と労働との対立の止揚において消極的と積極的の相違はあれ、ともに「資本主義的生産様式から結合生産様式への過渡形態」であることを明らかにしている。そしてここで、これまでの信用制度の考察と、これ以下の考察との課題の限定について、つぎのように述べている。

「これまでわれわれは主として信用制度の発展 {そしてそれに含まれている資本所有の潜在的な止揚} を、主として生産的資本に関連して、考察した。いまわれわれは、利子生み資本そのもの {信用制度による利子生み資本への影響、ならびに利子生み資本がとる形態} の考察に移るが、そのさい総じて、なお若干のとくに経済学的な論評を行なわなければならない」（同上、43～44ページ）。

この課題限定の挿入ののち「その前になお次のこと」と記して、これまでの考察を集約し、その帰結を「信用・信用制度の二面的性格」として定式化してしめくくりをおこなっている。

「信用制度が過剰生産と商業での過剰取引・過度投機との主要な槓杆として現われるとすれば、それは、ただ、その性質上弾力的な再生産過程がここでは極限まで強行されるからであり、しかもそこまで強行されるのは、社会的資本の大きな部分とその非所有者たちによって充用され、したがってこれらの人々が、所有者自身が機能するかぎりでは自分の私的資本の制限を小心に考えながらやるのとはまったく違ったやり方で、賭けをするからである」（同上、44ページ）。

信用制度が、社会的資本を非所有者の充用にまかせ、再生産過程の弾力性を極限まで強行し、過剰生産、過剰取引、過度投機の主要な槓杆として現われるという事態は、生産諸力の自由な発展と資本の価値増殖との矛盾が信用制度によって突破されるということを証示するものであるから、生産諸力の物質的發展・世界市場の形成という新たな生産様式の物質的土台を構築するとともに、恐慌を促進し、旧生産様式の解体の諸要素を促進するが、これらのすべては、最後に、以下のように論結される。

「信用制度に内在しており、また二面的である性格、すなわち、一面では、資本主義的生産様式の衝動である、他人の労働の搾取による致富を、最も純粋かつ最も巨大な詐欺制度・賭博制度 (Schwindelsystem u. Spielsystem) にまで発展させるという性格、および少数者による社会的富の搾取、他面では、新たな生産様式への過渡形態をなすという性格、これらの性格は、

ローからイザーク・ペレールまでの、信用制度の主要な告知者に、山師かつ予言者というこの愉快な混合性格を与えるのである」(同上, 45ページ)。

ここには、ジョン・ローとともにクレディ・モビリエの創始者の一人イザーク・ペレールが引き合いに出されているが、これまでの論述とのつながりと対応させてみると、ここにある「信用制度が過剰生産と商業での過剰取引・過度投機との主要な槓杆として現われる」場合、過度投機——「信用制度の二面的な性格」のうち「資本主義的生産様式の衝動である、他人の労働の搾取による致富を、最も純粹かつ最も巨大な詐欺制度・賭博制度にまで発展させる」という性格の極限的な形態が「信用制度の空洞化」であると見なされてよいと考えられるのである。

では、つぎに、信用の架空性、とくに擬制資本の運動とのかかわりにおいて「信用制度の空洞化」はいかにとらえられるであろうか。

マルクスは、第25章「信用と架空資本」における預金論と貸付論についての序論的考察を、第29章「銀行資本の諸成分」において、継続し、深化させるなかで、「そもそも信用は仮空なものであることを本質とすること、信用制度はもろもろの仮空なものをつくり出すこと、そして種々の形態での膨大な仮空資本が形成されること」、したがって信用制度は「本質的に Schwindel の機構」であること(三宅義夫『マルクス信用論体系』, 日本評論社, 72ページ)をくわしく解説している。すなわち、銀行資本は、資金の調達源泉(借方)を(1)銀行業者自身の投下資本、(2)預金、(3)銀行券(発券銀行の場合)にもとめ、資金の運用＝貸付形態(貸方)の物的構成部分には、(1)現金(金または銀行券)、(2)有価証券＝利子生み証券からなりつつが、そのうち有価証券＝利子生み証券は、①手形など、商業証券で銀行業者本来の業務とされるもの、および②国債証券、国庫証券といった公的有価証券と各種株式、不動産抵当証券などの私的有価証券の二つの部分からなっている。だが、これらの借方、貸方のすべては、大部分、架空的・幻想的なものでしかない。

まず、貸方＝貸付の物的構成部分のうち、通例、その大部分をなす手形など、商業証券からみても、手形は、満期までの利子を差し引いて割引に付されるとはいえ、それ自身は、自己価値をもたず、割引率はそのときどきの利子率に依存しているのであるから、その価値は不定であり、架空的、幻想的である。

つぎに、同じ物的構成部分のうち、有価証券＝利子生み証券についてみると、すでに明らかにされた利子生み資本範疇を前提にすると「利子生み資本の形態は、それが資本から生じるものであろうとなかろうと一定の規則的な貨幣収入がすべて資本の利子として現われるということ」を必然的にとまなう。まず貨幣所得が利子に転化され、次にこの利子があることから、それを生み出した資本もみつけ出される。同様に、利子生み資本があることから、あらゆる価値額は、それが収入として支出されなければすぐに資本として現われる。すなわち、その価値額が生み出すことのできる可能的または現実的な利子に対立して、元本として現われる」(『資本

論』11, 社会科学研究所監修, 新日本出版社, 802—803ページ)。

ここからすべての規則的に繰り返される収入は, 平均利率で貸出される資本=元本があげられるはずの収益として計算されるという資本化=資本還元 (Kapitalisieren) によって利子生み資本に転化されるが, それが架空資本・擬制資本の形成にはかならない。第24章「利子生み資本の形態での資本関係の外面化」において, 利子生み資本 $G-G'$ は, 両極を媒介する過程——生産過程, 流通過程なしでも物としての資本の自然的属性として自己増殖をとげるという形態をとり, 利子が資本の「本来の果実・本源的なもの」で, 利潤は「企業者利得」という「付属品・付加物」として現われるという点で資本物神の完成とされたが, 利子生み資本がとる形態としての架空資本では, 資本の現実の価値増殖とのいっさいの関連は最後の痕跡にいたるまで消えうせ「自己自身によって自己を価値増殖する自動装置であるという資本の観念が固定する」(同上, 807ページ)。

さて, 擬制資本のもっとも完成された形態は国債に代表される公的有価証券であるが, 国債では借入資本は, 国家によって喰い尽され存在しないだけでなく, 資本として投下されたわけではないから, 自己価値を維持するものではない。むしろ国債ではマイナス=国家債務としての租税請求権が資本として現われる。したがって国債は, 所有者にとって資本として機能するがぎり, もっとも純粋な架空資本である。ついで, 株式など私的有価証券にあっては, 国債とは異なって現実資本価値を表わしている——ただの詐取を表わすことも排除されていないが——から剰余価値請求権であるが, その請求権・所有権の価値は「純粋に幻想的」である。なぜなら, 株式など私的有価証券にあっては, その名目価値と異なる市場価値は「収益——それにたいする権原がそれらの所有権証書によって与えられる——の高さおよび確実性とともに変動する」し, くわえて, この市場価値は「現実の所得によってのみならず, 期待され, まえもって計算された所得によっても規定される」のだから「一部は投機的」(同上, 808ページ)でもある。したがってこれら証券の減価・増価=価値運動は, これらの証券が表わしている現実資本の価値運動にかかわりのないものとなっているからである。

こうしたことから, 銀行資本の借方のうちの預金にしても, 一方ではすでに利子生み資本として貸出され, 他方では銀行の帳簿の貸方に計上されているだけであるから, 名目的に二倍, 三倍等々にふくれ上がっていても, これまた「純粋に架空的」であるにすぎない。また銀行の準備金も, 金, 銀行券からだけではなく, 自己価値でない証券——国債証券, 株式などからなっている。したがって, 銀行業資本じたい, 最大部分は「純粋に架空なもの」である。

最後に, 発券銀行である中央銀行—イングランド銀行の準備金の大部分にしても, 市中銀行の預金であって「これもまた幻想的」であり, 同行はまた発券部で金属準備金によって保証されていない無準備の銀行券を発行することによって「同行にとっては, この無準備銀行券の名目額だけの追加の——架空の——資本をも形成する」(同上, 942ページ)。

こうして信用制度のもとで利子生み資本・貨幣資本の蓄積というものの大部分は, 結局労働

に対する所有請求権の蓄積にほかならず、端的にいえば、請求権そのものの市場価格の蓄積、したがって幻想的な資本価値の蓄積のほか、何も意味していないことになる。

さてマルクスは、信用の架空性、擬制資本の解明にたって第30章「貨幣資本と現実資本Ⅰ」において「比類なく困難な諸問題」「第一に——本来の貨幣資本の蓄積。これは、どの程度まで資本の現実的蓄積の、すなわち拡大された規模での再生産の指標であり、どの程度までそうでないのか？」等々、「第二に——貨幣逼迫すなわち貸付資本の欠乏は、現実資本（商品資本と生産資本）の欠乏をどの程度まで表現するのか？」等の問題設定をおこない、それらへのとりくみを前にして問題の取扱い範囲との関連で、これまでの信用制度についての考察、とくに第29章における架空資本・擬制資本についての要約をおこなっている。

「われわれがこれまで貨幣資本および貨幣財産一般の蓄積の固有な形態を考察してきた限りでは、この形態は、労働にたいする所有の請求権の蓄積に帰着した。国債という形態での資本の蓄積は、すでに明らかにしたように、租税額のうちからある金額を自分のために先取りする権利を与えられている国家の債権者たちという一階級の増大以外のなにものも意味しない。諸債務の蓄積でさえ資本の蓄積として現われうるといふこれらの事実には、信用制度のなかで起こる歪曲（Verdrehung）の完成が見られる」（同上、823ページ）。

つまり利子生み資本一般が「あらゆる錯乱した形態の母であり、その結果、たとえば債務が銀行業者の観念においては、商品として現われる」（同上、805ページ）とすれば、国債においてはマイナス（国家債務）が資本として現われ、債務の蓄積が、資本の蓄積として現われるという事象のうちに「信用制度のもとで起きる歪曲の完成」があるとされている。

つぎに、株式会社などの有価証券の蓄積に関して「これらの証券の蓄積が鉄道、鉱山、汽船などの蓄積を表現する限りでは、この蓄積は、現実の再生産過程の拡大を表現するが、[……]しかし、それ自身商品として取り引きされうる、それゆえそれ自身資本価値として流通する、複写としては、これらの証券は幻想的なものであり、そしてそれらの価値額は、それらが権原となっている現実資本の価値運動とはまったくかわりなく騰落しうる」（同上、824ページ）とのべ、すすんで、これらの擬制資本の蓄積がいかなる方向、帰結にみちびかれてゆくかについて、以下のようなむすびを与えている。「これらの所有権証書の価格変動による利得と損失、ならびに、鉄道王などの手中におけるそれらの集中は、ことからの性質上ますます投機・賭博（Spiel）の結果となるのであり、その投機・賭博こそ資本所有を獲得する本来の方法として労働に代わって現われ、また直接的暴力に代わって登場もするのである」（同上、825ページ）。

つまり、「投機・賭博」によって、これら架空資本＝擬制資本の価格とその得失、その集中が規定され、それが資本所有の「本来の獲得方法」になるといわれている。

これに関連して注目すべきは、上記の論述を受けて、マルクスが貨幣資本の蓄積の別様の意味においての、貨幣資本の蓄積と現実資本の蓄積の関連に関する、ひとつのありうべき考察課題を提示している点である。すなわちマルクスは、つづいて、「この種の想像上の貨幣財産が、

[……]すでに述べたように銀行業者資本の非常に大きな部分をもなしている」ので、「急いでかたづけするために、言及するにとどめる」として、つぎのような場合がありうることを述べている。「信用制度の大規模な拡大の全体が、一般に全信用が、銀行業者たちによって彼らの私的資本として利用される」のであるから、「貨幣資本の蓄積」とは「一方の私的貨幣資本家たちと、他方の国家、地方自治諸団体、および再生産する借り手たちとのあいだの媒介者としての銀行業者（職業的な貨幣の貸し手）の手中における富の蓄積であると解することもできる」とする。そして銀行業者という「階級の財産の蓄積は、現実の蓄積とは非常に異なる方向で起こりうるが、しかしいずれにしても、この階級が現実の蓄積のかなりの部分を横取りすることを証明する」（同上、825～826ページ）。

しかし、この「投機・賭博」が資本所有の「本来の獲得方法」となり、銀行業者の財産の蓄積が「現実の蓄積とは非常に異なる方向」をとり、この階級が「現実の蓄積のかなりの大部分を横取りする」という問題は「国庫債券ならびに株式その他のすべての種類の有価証券は、貸付可能な資本、すなわち利子を生むものとなると予定されている資本にとっての投下部面」であり、有価証券は利子生み資本を「貸し出す形態」であっても「これらの証券自体は貸付資本ではない」こと、および「信用が再生産過程で直接的役割を演じる限りでは、[……]産業家または商人の必要とするものは貨幣であること」、ここで取り扱わなければならないのは、「貸付資本、とくに貸付可能な貨幣資本の蓄積」であり「媒介者としての銀行業者たちによって産業家たちと商人たちとにたいしてなされる貨幣貸付がもつばら問題」であるという「当面の問題の狭い限界」（同、826—827ページ）への限定によって、その考察が留保されることになる。

ところで、この「投機・賭博」が資本所有の「本来の獲得方法」となり、銀行業者の財産の蓄積が「現実の蓄積とは非常に異なる方向」をとり、「現実の蓄積のかなりの部分を横取りする」という問題側面は、すでにみえてきた「信用制度の空洞化」という自体においてもっともよく証明しうるものであると考えられる。

すなわち、信用・信用制度は本質的に仮空なものであり、ひろく各種の仮空資本を形成し、Schwindelの機構であるとはいえ、通例は、すでにみたように仮空資本＝擬制資本の市場価値は主として収益率と確実性によって規定され、その一部が投機に組み込まれるのであって、つねにその市場価値が主として投機によって規定され、「投機・賭博」が資本所有の「主要な獲得方法」となるのではない。だが「信用制度の空洞化」＝「逆ピラミッド化」とは、有価証券の市場価値が主として投機——しかも独占によって操作された投機——によって規定され、「投機・賭博」が資本所有の「主要な獲得方法」となる事態といえるのであって、そうみなしてよいとすれば、それは、信用の架空性という本質が利子生み資本・貨幣資本の蓄積の投下部面としての擬制資本の蓄積にあって、国債の蓄積という信用制度の「歪曲」ともなあって、株式など私的有価証券による幻想的な資本蓄積としてもっとも展開をみたもの、それがもっとも純粹にあらわれるという意味での極限的事態ととらえられるのである。

なお、また、マルクスは第五章の最終章＝第36章「資本主義以前」において、「信用制度の空洞化」という事態における主体であるクレディ・モビリエについて論及し、同時に、第27章において述べられた「信用制度の二面的性格」のうちの「新たな生産様式への過渡的形態をなすという性格」についてよりくわしい説明を与えている。

まずクレディ・モビリエの歴史的な位置づけについてみると、そこでは、以下のようにいわれている。すなわちマルクスは近代的信用制度のもとで高利資本として存在する利子生み資本を資本主義的生産様式の諸条件として、産業資本、商業資本に従属させるという要求は、イギリスでは、ジョウサイア・チャイルドの『新交易論』、さらにイングランド銀行の創設者パターソンの論説において「信用や貴金属独占排除の奇跡的作用、紙券による貴金属代位、等にかんする途方もない幻想」とともに表明されているが、それと同様の要求が、フランスでは、サン・シモン派の「銀行・信用幻想」のうちに用語の末まで再現されているという叙述において、サン・シモン派の幻想の実現が「以前のサン・シモン主義者エミール・ペレルンによって創設されたクレディ・モビリエであったこと」(同上、1060ページ)を取り上げ、クレディ・モビリエのような形態は「信用制度も大工業も近代的な水準にまで発展していなかったフランスのような国においてのみ有力なものとなりえた形態」(同)であったとしている⁷⁾。

このかぎりでは、クレディ・モビリエは高利独占の打破、利子率の低位化を投資銀行形態でおこなわざるをえなかったフランス資本主義の後進性の産物であるとされているといえよう。とはいえ、ついで銀行制度が資本の社会的性格を体現し、「社会的規模での生産諸手段の一般的な記帳および配分の形態」を与え、その処分可能な資本は、すでにその資本の所有者でもなければ生産者でもなくなっている限りで、潜在的に資本そのものの止揚を含んでいることを受けて「資本主義的生産様式から結合された労働の生産様式への移行」にさいしての信用制度の役割を述べたさい、銀行＝一般的銀行制度が生産の指揮を引き受けるべきであり生産を統制するという思想のなかには「クレディ・モビリエが潜在している」(同上、1063—1066ページ)とも述べている。

したがって、ここにおいては、クレディ・モビリエはたんに、産業革命完成以前の、産業・商業資本への利子生み資本の従属以前の後進的な事象とだけみられているのではなく、すでにみた、その産業支配目的＝「産業封建制」の樹立、「各種産業会社の、国民的規模での代表者たろうとする独自性」という側面を受けて、資本の社会的性格、社会的規模での生産諸手段の

7) サンシモン主義の信用・銀行幻想とクレディ・モビリエによるその実現について述べている箇所は、『1861—63年草稿』中の「収入とその諸源泉」のなかで、「資本の『基本形態』としての利子生み資本を攻撃する社会主義」は、「ブルジョア的信用の発展への社会主義的に仮装した渴望以外のなにもでもなく」「このような攻撃が社会主義のように振舞っている国での諸関係の未発展を表わしているだけであり、それ自身ただ資本主義的發展の一つの理論的な兆候でしかない」とのべ「銀行業者の讚美を含むサン・シモン主義もそうである。(クレディ・モビリエについてはもっとあとで。)」(時永淑他訳『資本論草稿集』⑦、424～425ページ)を詳述したものといえる。

一般的な記帳と配分の形態の形成、資本そのものの潜在的な止揚の進展、結合的生産様式への移行にわたるの横杆という観点からみた場合の先駆性がとり出されているのである。

以上、マルクスの信用・信用制度論において「信用制度空洞化」＝「信用の逆ピラミッド化」論は、第30章において提起された貨幣資本の蓄積と現実資本の蓄積の関連という課題において検討を留保されていたものの、信用・信用制度論の序論の一部とみなしうる「信用制度の役割」において、内容的に「信用制度の空洞化」が論述されていて、それが「信用制度の二面的性格」のうちに位置づけられていること、および「現実資本と貨幣資本」において考察課題を検討したさい、内容的に「空洞性(化)」の事態とみなしうる論点が摘記されていることからして——逆にいうならば上記に引用した諸論述の意味内容は「信用制度の空洞化」の視点を導入しないと理解しにくいことを考え合わせると——マルクス信用論の構成要素をなすといいうるとともに、その上昇的展開＝「資本がその総体性において措定される」金融市場にあっての独自の自立的範疇ととらえてよいと考えられる。

それでは、最後に、現代の「金融の空洞化」に関して——信用理論研究会において——提起された、三つの論点について、マルクスの「信用制度の空洞化」論は、いかなる示唆を与えているであろうか。

まず第一の、信用制度の空洞性と『資本論』でいう信用＝fiktivなものという論点、そこで指摘されている貨幣資本の過剰・過多と、どういう差異があるのか。また産業空洞化との異同はなにか」という論点に関していうなら、すでにふれたように、信用は fiktiv なものであるゆえ、資本主義的生産の価値増殖の制限を突破させ再生産過程の二面的性格のうち、当面関係する一面——「資本主義的生産様式の衝動＝他人の労働の搾取による致富を、最も純粹かつ最も巨大な詐欺制度・賭博制度にまで発展させる」。したがって「信用制度の空洞化」は、信用一般と信用＝fiktivなものという本質を根拠にする点で共通の基盤に立つが、差異としては再生産過程の弾力性の極限への展開過程において、その信用の本質が、 $G-G'$ という利子生み資本の論理のうちに $P \cdots W'-G' \cdot G-W \cdots P$ という生産資本の論理を従属させ、しかも、それが純粹かつ極限的にあらわれでた事態という点で、信用の本質の顕現形態ではあるが、その一面の特殊的形態であるという点で、それに解消されえないものととらえられる。

また、貨幣資本の過剰・過多（プレトラ）との関連に関していえば、貨幣資本の過多は、それ自体「資本主義的生産の諸制限」をあらわし、その制限突破において「信用詐欺」を引き起こす。そこで、いま、信用の発達につれて発展する過多を問題にすると（産業循環の「外観的繁栄」＝「過度投機」の局面の過多についてもあてはまるが）、「貨幣資本の過多とともに、同時に生産過程をその資本主義的諸制限を超えて駆り立てる必然性、すなわち過剰取引、過剰生産、過剰信用が発展せざるをえない」（前掲『資本論』11, 877ページ）といわれていることをふまえるなら、貨幣資本のプレトラとは、「信用制度空洞化」にわたるの、いわば「資金」的源泉であると同時に、もっとも基本的な促進的契機をなすものということになる。

さらに、現在いわれている「産業の空洞化」という事態との関連についてふれておくと、通常いうところの「産業の空洞化」(deindustrialization)とは、資本の輸出＝直接投資＝産業資本の輸出、間接投資＝貨幣資本の輸出によって、一国の国民経済の現実資本の蓄積が衰退する現象ととらえられる。したがって、この概念は、国民経済と世界市場との関連視角からいわれる規定で、いわば資本のコスモポリタニズムが、国民経済を破壊する側面を抽出するものといえる。そこで「産業の空洞化」は、銀行、広く金融業が、国内の現実資本の蓄積を支持・促進するより、国外において貨幣資本の蓄積を特殊的利害からすすめるという意味で、「金融の空洞化」という用語がもちいられることがある。しかし、「産業の空洞化」に関して、牧野氏も「資本が設備投資よりも有価証券や企業買収といった投機的な方向にむかう」ことをその内容に含めているように、マルクスのいう意味での「信用制度の空洞化」概念は、それ自体としては国民経済のワク内の概念ではないが、「産業の空洞化」と関連づけられるさい、その不可欠の構成要素をなしているということができる。

また、第二の論点のうち、金融資本と「金融の空洞化」との関係をどのようにとらえるかという論点にかかわって、ここでの検討段階で一言しておけば、自由競争段階の「信用制度の空洞化」という事態は、ある種の部面の特権的な事業独占に依拠するものであったという点を踏まえるとすれば、今日の「金融の空洞化」という事態の把握にさいしても、やはり独占、この場合、近代的独占を主軸においてとらえられなければならないと考えられる。

さらに、第三の論点、いわゆる金融の証券化＝セキュリタイゼーションと「金融の空洞化」との関連をいかにとらえるかという点に関してふれておくなら、「信用制度の空洞化」は、すでにみたように擬制資本の運動がその主要な展開舞台となっており、今日の「金融の空洞化」という事態においても同様であることをみると、ともに、その中心的追究分野は、いわゆる証券化＝セキュリタイゼーションにあり、その今日的な質的な新しさが解明されなければならないと考えられる。

ともかく、以上のように「信用制度の空洞化」と今日の「金融の空洞化」にかかわる主要論点とを照合するだけでも、この概念が、今日の信用制度の新たな変容を考えるさい、方法的視角として基準的意義をもっていることが認められよう。と同時に、こうした基礎的論点が未解明なままであるという状況のうちに、これまでマルクス信用論において少数の考究を除いて、金融投機・詐欺論の位置づけ、立ち入った研究がなござりにされていた研究上の問題点が表出されているとも思われるのである。

4. むすび

—現代資本主義のもので信用制度空洞化の特殊性

さて、これまで、マルクスの「信用制度の空洞化」＝「信用の逆ピラミッド化」という概念の内容を、ルイ・フィリップ王政下のオート・バンク＝金融貴族、ルイ・ボナパルト帝政下のク

レディ・モビリエの経済的諸特質と行動の軌跡を解明し、『資本論』第三部第五篇のうちの信用・信用制度論の株式会社、擬制資本におけるその取り扱いをみてきたが、それでは冒頭の「はじめに」においてスケッチした現代資本主義＝国家独占資本主義の現段階における「金融革命」＝金融革新という事態は、マルクスの「信用制度の空洞化」という規定を適用しうる特徴のものであろうか、適用しうるとしても、マルクスのとらえた事態と、現代におけるその相違、特殊性は何に求められるであろうか、最後に、現代における「信用制度の空洞化」＝「金融の空洞化」は、勤労人民に何をもたらし、どこに導いていこうとしているか、これらの問題に簡単にでもふれておこう。

マルクスは『資本論』第一部第七篇第22章「剰余価値の資本への転化」において「資本主義的生産様式、蓄積、および富の発展について、資本家は資本の単なる化身ではなくなる」一般的な傾向が現われ、資本家のうちに、「蓄積衝動と享楽衝動とのあいだのファウスト的葛藤」がくりひろげられるだけでなく「投機と信用制度とともに、突発的な致富の無数の源泉」が開かれ、「富の誇示であると同時に信用の手段でもある世間なみの奢侈がむしろ『不幸な』資本家の営業上の必要になる」（前掲4，新日本出版社，1018～1020ページ）事態を述べているが、第三部第五篇第30章において、利潤率の傾向的低落とそれを反映する利子率の低落傾向の展開につれて、「有価証券の価値額、すなわち取引所でのそれらの相場は、利子率の低落につれて〔……〕必然的に騰貴する傾向があり、その結果、この想像上の富は、その価値表現から見れば、この富の一定の最初の名目価値の各可除部分ごとに、〔……〕資本主義的生産の発展過程に膨脹する」（同上11，824—825ページ）とし、第五篇を通じて資本家階級のうちでも、有価証券、擬制資本の蓄積によって、現実資本の担当者より貨幣資本家に想像上の富が集中し、ひいては、それを通じて社会的富のより大きな分配、再分配が支配される動向を記している⁸⁾。

ルイ・フィリップの王政、ルイ・ボナパルト帝政下の「信用制度の空洞化」という事態は、

8) 資本主義の発展、信用制度の発達につれての貨幣資本家・金利生活者階層の増大傾向について——「素材的富の増大につれて、貨幣資本家たちの階級は大きくなる。一方では、引退している資本家たち、すなわち金利生活者たちの数と富が増加する。また第二には、信用制度の発展が促進され、それとともに銀行業者たち、貨幣貸付業者たち、金融業者たちなどの数が増加する。——自由に利用できる貨幣資本の発展につれて、利子生み証券、国債証券、株式などの総量が、先に述べたように増加する。しかし、それと同時に、これらの有価証券の投機取引を行なう証券取引業者たち(ジョツパーズ)が貨幣市場で主役を演じるので、自由に利用できる貨幣資本にたいする需要も増加する。(前掲『資本論』11，883ページ)。「信用制度の発展につれて、ロンドンのような大きな集中された貨幣諸市場がつくりだされるが、それらは同時にこれらの証券の取引の中心地でもある。銀行業者たちは、これらの商人(証券取引業者)連中に公衆の貨幣資本を大量に用立てるのであり、こうして賭博師一味が増大する」(同上，885ページ)。「さらに、集中について語ろう！ いわゆる国家的諸銀行と、それらを取り巻く大貨幣貸付業者たちおよび大高利貸したちを中心とする信用制度は、巨大な集中であって、それはこの寄生階級に、単に産業資本家たちを大量に周期的に破滅させるだけでなく、危険きわまる方法で現実の生産にも干渉する途方もない力を与える——しかもこの一味は、生産のことはなにも知らず、また生産とはなんの関係もない。1844年および1845年の法は、金融業者たちと“株式仲買人たち”とが加わったこの盗賊どもの力が増大したことの証拠である」(同上，949ページ)。

フランス資本主義の発展の特殊性から生み出された、産業資本主義段階においては、早咲きの、例外的な事態ともいべきものであったといえるが、独占資本主義、帝国主義段階への移行とともに、マルクスが予測した発展傾向は、新しい姿態で恒常的な体制となり、したがって独自の構造化されたものとなる。

レーニンが『帝国主義論』第二章「銀行とその新しい役割」において、銀行が、貨幣資本と現実資本との「仲介者」の役割から「全能の独占者」へと転化したことを示すもっとも基本的な現われを、コンツェルン、とくに銀行コンツェルン・グループの先頭にたつ銀行が「国債のようなくに大規模で有利な金融業務のために、自分よりわずかにおとるだけの半ダースほどの他の銀行と協定をむすぶ」（副島種典訳、国民文庫、43ページ）にいたることに見出ししているが、第三章「金融資本と金融寡頭制」においては、産業独占と銀行独占の融合・癒着を内容とする金融資本がおこなう業務のうちでも「会社の創立、有価証券の発行、国債、等々」からの独占利潤の獲得（同上、70ページ）をもっとも重要視し、「帝国主義とは、あるいは金融資本の支配」とは「資本主義一般に固有」な「資本の所有と資本の生産への投下との分離、貨幣資本と産業資本あるいは生産的資本との分離、貨幣資本からの収入だけで暮らしている金利生活者と、企業家および資本の運用に直接たずさわらざるすべての人々との分離が巨大な規模に達している、資本主義の最高の段階のことである。金融資本が他のすべての形態の資本に優越することは、金利生活者と金融寡頭制が支配的地位にあることを意味し、金融上の『力』をもつ少数の国家が他のすべての国家からぬきんでることを意味する」（同上、77—78ページ）という規定の例証として、「有価証券発行高」をとり、19世紀の最後の30年間にくらべて20世紀の最初の10年間のそれが2倍に達するほどいじりしく増加したことをもって、この時期を「独占体の成長という点での転換期」であるだけでなく「金融資本の成長という点でも転換期である」（同、78ページ）としている。そして、その論述の展開のなかで、ドイツ、アメリカの銀行、トラストなどの「創業者利得」、「過大資本化」などの金融技術・手段などをあげながら、とくにフランスについては、四つの巨大銀行が有価証券の発行にあたって、相対的独占ではなく「絶対的独占」を享有し、「小さな高利貸資本から発展をはじめた資本主義は、巨大な高利貸資本としてその発展を終える」（同上、71ページ）と評し、その資本輸出が「産業企業に投下される資本」にではなく、主として貸付資本すなわち国債に向けられていること（同上、83ページ）と相まって、かの「高利貸的帝国主義」の類型を与えている。

そこで、こうみてくると、第一次大戦前のいわゆる古典的な独占資本主義のもとにあっては、フランスは、帝国主義段階に入って、かつての「信用制度の空洞化」を再開したばかりでなく、他の帝国主義諸国も「信用制度の空洞化」を経済・社会体制の構成要素とするにいたり、総体として独占資本主義、金融資本の支配にあっては「信用制度の空洞化」が恒常的な体制化、構造化しているというようにとらえられると考えられる。

もっとも同じ帝国主義段階にあっては、「信用制度の空洞化」には消長がみられる。すなわ

ち1920年代にあっては、第一次世界大戦と戦後インフレーション、ロシア革命を初めとするいちれんのヨーロッパ革命の激動によってアメリカ・日本を除き、ヨーロッパにおいて大々的に有価証券が減価ないし無価値化したこと、1930年代、40年代にあっては、1929年世界恐慌、世界金融恐慌による減価、第二次世界大戦時の証券、国債の直接的國家統制、そして戦後インフレーション、東ヨーロッパと中国革命など複數社会主義体制の出現によって、有価証券等からの独占利潤は相対的に比重を低下させ、1950年代においては、アメリカの51年の財務省=連邦準備制度理事会間のアコード成立にみられるように、銀行独占の勢力の復活がみられたが、それでも社会主義の世界体制下、植民地の政治的独立の流れのなかで、東西の「経済成長競争」での勝利という金融寡頭制の共通利害の要請から、ケインズ主義にもとづく相対的に産業独占優位の証券管理政策をともなって経済成長政策がとられるが、1960年代に入ってから、既記のように、クリーピング・インフレーションの進行のもとで、30年代に成立した国家独占資本主義の制度的構造の矛盾が露呈し、のみならず戦後の相対的高成長のもとで貨幣資本の集積が膨脹し、70年代に入って「金融革命」=金融革新の合言葉のもとで、マルクスの意味での「信用制度の空洞化」という規定を与えうる事態が、資本主義史上かつてない規模で展開する。

以上の歴史的発展傾向と経過をふまえるとき、現段階の「信用制度の空洞化」は全くの新事態というものではないが、マルクス段階とは、その大規模の展開という点、そしてその大規模の展開をもたらす制度的枠組の相違という点で歴史的に区別されるといえよう。

制度的枠組の相違の第一は、資本主義の発展段階の相違に規定されて、その主体においてマルクスの段階のフランスにおける「信用制度の空洞化」は、新旧の金融貴族=早発的・特権的独占を主体とし、それと結合した個人君主王政によってもたらされたものであったが、今日のそれはいうまでもなく近代的独占としての銀行独占、金融資本を主体とし、国家独占資本主義の直接的・間接的な諸規制手段によって支えられ促進されているという点で異なっている。

今日の「金融革命」=金融革新にあって、しばしば、金融資本内部における産業独占と銀行独占の相互の地位・関係が問題とされる。現代における金融資本内部における産業独占と銀行独占の相互の地位・関係について、松井和夫氏は『現代アメリカ金融資本研究序説』において、アメリカにおける支配構造の研究成果に立って、今日においても、銀行と企業との間の非対称的な相互依存性をうみだす「資本フローの支配の四つの側面」=「商品としての資本の普遍性、貸手間協調に向う傾向、借手の側での緊急性、および貸手と借手との関係のパートナーシップ的側面」、別言すれば「構造的な制約条件」(文真堂、255—256ページ)によって、レーニンの金融資本概念と同質の把握を示すと考えられる「金融ヘゲモニー説」が妥当するとみている。

とはいえ、今日の「金融革命」=金融革新、セキュリタイゼーションは、いわゆる「大企業の銀行離れ」=相対的自立化の現象をもたらしているといわれるが、この論点についても、松井氏は著書『セキュリタイゼーション』において「国の内外の資金決済=情報収集、伝達ネットワークの少なくとも最重要部分を掌握している商業銀行制度の頂点に立つ」(東洋経済新報

社, 177 ページ, 傍点, 著者) 大銀行は, エレクトロニック・バンキングの発展のもとでのCMS (キャッシュ・マネージメント・サービス) など, リレーションシップ・バンキング戦略を通じてセキュリタイゼーションにおいても証券業者にたいし相対的地位を回復し, 全体として主導的役割を果たし, 大企業との関係を多様化させつつ濃密化させているととらえている。

そうだとすれば, 今日の「金融革新」=金融革新においても, マルクス段階の「信用制度の空洞化」と同じく, 銀行業が主導的役割をにない, レーニンの規定する金融資本のヘゲモニーは貫かれているといつてよいと考えられる。

第二に, マルクス段階での「信用制度の空洞化」も今日の「金融革命」=金融革新も擬制資本の蓄積——そして両者とも独占に支持されたそれ——が途方もなく膨脹するというセキュリタイゼーションをその実態的内容とすることにおいて共通であるが, 金融制度の相違に目を向けると, マルクス段階の「信用制度の空洞化」は, 兌換制のもとでのそれであったのにたいし, 今日のそれは不換制のもとで生じている点で異なっている。兌換制のもとで, クレディ・モビリエのイサーク・ペレールは, 「クレディ・モビリエ自身の資本証券あるいはその他の証券をもって, さまざまな会社の資本証券を買い入れる」ため, その証券に「無準備の自己紙幣」としての「信用貨幣」の性格, いわば貨幣性を付与しようとしたところ, フランス銀行からは兌換制維持の要請, ボナパルト政府からは国債価格維持の要請がからんで失敗したが, 今日の不換制のもとでのセキュリタイゼーションは, 兌換制の制約がなくなっていることにつけくわえて, マネタリズム, サプライサイドの経済学など「呪術の経済学」の鼓吹によるデレギュレーション(規制緩和)に助長されて, きわめて手広く多様な形で「無準備の自己紙幣」としての証券を売り出すことができるなど, 信用の架空性の大々的な拡張がなしうる特徴をもってきており, この点では, かのイサーク・ペレールの夢をかなえるものといえよう。

そして, この点にかかわることで一言しておけば, 深町郁弥氏もまた, 「セキュリタイゼーション」の新しい特徴について, 「この場合, セキュリタイゼーションが, 金融手段の売却可能性——いわゆる『貨幣性』——を高め, そしてバックアップ・ファシリティーによる信用保証やクレジットラインが容易に提供されるようになったことが, 銀行の信用拡張の新しい枠組みとして重要な意味をもっているといわなければならない」(「銀行業の国際化とセキュリタイゼーション」, 『金融経済』, 1986年10月号, 38ページ) とのべているが, そのことの理論的・歴史的意味は, マルクスの「信用制度の空洞化」論との内的関連を把握することによってのみ明らかにされうると思われるのである。

かくしては, 現代の銀行とその主導的役割のもとで結びついた金融機関は, さしずめ最大の「金融貴族」, 「ルンペン・プロレタリアート」というべきものになっているといえよう。

だが, 現代の「信用制度の空洞化」=「信用の逆ピラミッド化」も, 本質的には, マルクスの段階のそれと同じく——銀行, 金融機関の自己資本比率規制などがすすめられているとはいっても——信用の架空性の拡張が作りだす「危険な土台」に立脚しているのであって, すでに

そのメダルの裏面においては、「金融市場」＝一手形市場＝貨幣貸付市場と債権市場＝利付証券市場、国債と株式の市場の「全体を保証するものとしての、あらゆる種類の保険株」(Insurance shares) (前掲『資本論草稿集』①, 336ページ) をもおびやかしかねない事態が進行している。

松井和夫氏の「アメリカの金融再編成の実態とその背景(2)」によると、これまでみてきたところからすれば「信用制度の空洞化」の特徴的指標とみなしうる事態——「84年の米国商業銀行のスタンバイ信用状の残高は1,460億ドルで80年の4,680万ドルから211%の伸び率を示しているが、他方、商工業貸付の残高は同じ4年間に47%弱しか伸びていない」とのべたのち、金融保証市場の成長がもつアンビヴァレントな動向を以下のように記している。

「保険業者が売った金融保証は、現在では『保証債』(surety bond) 市場の保険料の少なくとも55%—4年前には33%を占めている」。

「ところで、エコノミストたちは、金融保証市場の止めどもない成長は信用基準一般の低下に寄与し、アメリカの金融システムの完全性を損なわすことになるだろうと危惧している。

Phibro-Salomon Inc.の副会長のかの有名な Henry Kaufman は、議会付設の委員会の公聴会での最近の証言で、金融保証は投資家が借手よりもむしろ保証者の信用力にもとづいて関与するようにさせるため、信用膨張はとめどもなくなるだろう、と述べている。

保証者は、直接の借手の場合ほどにはかれらが保証する信用を精査しないであろうし、保証者が銀行である場合には同行がひきうけるエクスポージャーは偶発的なリスクとしかみなされないことが多いだろう、と Kaufman は付け加えている。

規制当局もまた、格付けの低い発行主体の負債を保証する最高格付けの企業がリスクを引受けることによって、債務者の格が上り、その結果市場が判定するよりもよい信用格付けがなされて割安の資金を得ることに危惧を抱く。また、保証をつけることによって信用を高める仕事での競争の増大によりリスクの基準が安売りされ悪化することを憂うものもある。

銀行と保険会社は最大級の金融保証会社に共同株主として参加しているケースが多いが、それだけでなく、両者は複雑な金融保証溯求権協定のなかで損失に対して相互に保証しあう度合を増やしている。かくて、規制当局は、場合によっては双方が、かれら自身の信用分析よりもむしろ相互の保証に頼ることもある、と危惧している。

また、信用増強のためのイノベーションはシステム全体としてみた場合のクレジット・リスクやファンディング・リスクを減らしたり、排除したりするものではない。これらのイノベーションはリスクをある機関から別の機関にたんに移したり再配分するだけであり、この再配分は大きな打撃を吸収できない2、3の機関に保証債務が集中することにもなりかねない。今までのところは銀行も、保険業者も、保証に関しては極端によい損失記録を経験しているが、将来もそうだという保証はないのである」(『証券経済』第155号, 25~26ページ)。

1987年11月19日のいわゆるブラック・マンデーの株価暴落は、現代国家独占資本主義の制度的枠組の再編成のなかで開花した「金融の空洞化」＝「信用制度空洞化」にたいして、魔法で呼

びだした怪物を恐れる魔法使いの投資家、スペキュレーターの自己不安をあらわすとともに、それを支えてきた1971年以降の「ドル本位制」への信認の危機、ひいては不換制の限界の露呈という性格をもった「独立の貨幣恐慌」であったといえる。

ブラック・マンデーは「金融の空洞化」＝「信用制度の空洞化」が満たしていた水ぶくれの水をやや抜いたとしても、空洞化は再び猖獗をきわめようとしつつある。しかし「金融の空洞化」＝「信用制度の空洞化」という大廈高樓も、個別資本の思惑・投機の自由裁量が社会的総資本全体にとっては、正気の沙汰ではない「合成の誤謬」へと転化し、それ自身の重みに耐えかねて倒壊することはまぬがれない。

「[個々の資本家については—引用者]彼が自己資本を、それが出発点ですでに貨幣資本として実存していようと、これから貨幣資本に転化されるはずであろうと、利子生み資本として貸し付けるか、それとも生産的資本としてみずから増殖するか、そのどちらを選ぶかは、彼の裁量しだいである。[しかし右のことを]一般的に表現するならば、すなわち社会資本全体に適用するならば——若干の俗流経済学者がそうしており、しかもそれを利潤の根拠であると言いたてているが——、それはもちろん正気の沙汰ではない。生産諸手段——総資本は、貨幣として実存する相対的に小さい部分を度外視すればこの生産諸手段の形態で現存するのであるが——を購入して増殖する人々が定在することなしに、総資本が貨幣資本に転化するということが、それはもちろんばかばかしいことである。そこには、さらにもっとばかばかしいこと——資本主義的生産様式の基盤の上で、資本が、生産資本として機能することなしに、すなわち剰余価値(利子はその一部分にすぎない)を創造することなしに、利子をもたらすであろうということ、資本主義的生産なしに資本主義的生産様式が進行していくであろうということ——が潜められている。資本家たちのうちの不相応に大きな部分が彼の資本を貨幣資本に転化しようとするれば、その結果は、貨幣資本の法外な価値減少と利子率の法外な下落とであろう。多くの資本家たちは、たちまち利子では生活できないようにされ、したがって産業資本家に再転化することを余儀なくされるであろう」(前掲『資本論』10, 639ページ)。

国家独占資本主義の制度的諸措置は、「金融の空洞化」—「信用制度の空洞化」をマルクスの段階以上に永びかせることはできようが、それでも「資本家たちのうちの不相応に大きな部分が彼の資本を貨幣資本に転化しようとするれば、その結果は、貨幣資本の法外な価値減少と利子率の法外な下落とであろう」という法則は貫かれるものと考えられる。

第三の相違は、マルクスの段階の「信用制度の空洞化」と今日のそれとの国際性、コスモポリタニズムの相違ということがあげられる。マルクスの段階の「信用制度の空洞化」もまた特殊フランス的現象であったとはいえ、ヨーロッパ大陸規模の国際性をもっていたが、今日のそれは、久留間・山口・小西編の前掲『現代経済と金融の空洞化』が明らかにしているように、文字通りグローバルな規模のものになっている。「金融の空洞化」＝「信用制度の空洞化」の国際性は、コンピュータ化、オートメーション化による通信・情報処理技術の発達を基礎に、多

国籍企業・多国籍銀行によって展開されているが、それだけでなく変動相場制そのものが、各種の先物取引市場を創出することで直接的な国際的相互依存性を緊密化することによっても強化されている。しかも変動相場制は、近代経済学者、官庁エコノミストの、変動相場制は先物取引のヘッジングによって投機を沈静化、安定化させる作用をもつといった議論を裏切り、現実には投機の温床となり、攪乱作用を強めており、ブラック・マンデーが実証したように、暴落の同時連鎖までもたらすようになっている。

「現代の金融の空洞化」＝「信用制度の空洞化」という事態のもとにあっても、ルイ・フィリップ王政下、ルイ・ボナパルト帝政においてそうであったように、支配層、搾取階級の富裕化と労働者、勤労国民の相対的貧困化の落差、断層は、アメリカにあっても、そして日本にあっても「所得格差」「資産格差」とよばれる形で進行している。

「金融革命」＝金融革新の展開過程のうえに発生し「金融の空洞化」をかつてない規模でおしすすめるのにあずかっている、アメリカの「双子の赤字」＝構造的財政赤字と国際収支赤字の行方をめぐって国際金融恐慌の到来が取り沙汰されている。かつての「信用制度の空洞化」の終末は、一度目は、1848年のヨーロッパ革命、二度目は、パリコミュンをもっておわっている。「信用制度の空洞化」はかつてと同じく今日にあっても当該支配層、搾取階級の腐敗、当該資本主義の寄生性、腐朽性のパラメータであるだけでなく、社会—社会的結合の紐帯そのものの解体の契機をもふくむものである。現代の「金融の空洞化」の祝宴が——ハードランディングによってにしろソフトランディングによってにしろ——明ける日、改めて資本主義の体制原理そのものを問う社会変革が歴史的課題性を担って登場することになろう。

Laissez-faire Laissez-passer Laissez-aller (諸事、行くがままに行かしめよ！)